

湯河原町デジタル化推進会議設置要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(設置) 第1条 <u>(仮称) 湯河原町デジタル化推進計画</u> (以下「推進計画」という。)の策定及び実施に当たり、関係団体や民間事業者等から意見及び提言を求めるため、湯河原町デジタル化推進会議 (以下「会議」という。)を設置する。 (会議) 第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。 2 (略) 3 <u>会議は、デジタル化の方向性等について未決定事項を協議するため、原則として非公開とする。</u> (庶務) 第9条 会議の庶務を処理するため、<u>デジタル化推進主管部署</u>に事務局を置く。 2 事務局長は、<u>デジタル化推進主管部署の長</u>をもって充てる。	(設置) 第1条 <u>湯河原町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画</u> (以下「推進計画」という。)の策定及び実施に当たり、関係団体や民間事業者等から意見及び提言を求めるため、湯河原町デジタル化推進会議 (以下「会議」という。)を設置する。 (会議) 第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。 2 (略) (庶務) 第9条 会議の庶務を処理するため、<u>デジタル化推進主管課</u>に事務局を置く。 2 事務局長は、<u>デジタル化推進主管課長</u>をもって充てる。 附 則 この告示は、公表の日から施行する。	削る